

## 日本医療研究開発大賞要領

平成 29 年 2 月 17 日  
健康・医療戦略推進本部決定

### (目的)

第1条 日本医療研究開発大賞の表彰は、大学、公的研究機関、企業等における医療分野の研究開発やその成果の実用化において、画期的・重要な成果を収める、先導的な取組を行う等、研究開発の推進に多大なる貢献をした事例に関し、その功績をたたえることにより、我が国の医療分野の研究開発の更なる進展に寄与することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰は、医療分野の研究開発の推進に多大なる貢献をした事例に関し、極めて顕著な又は特に顕著な功績があったと認められる個人又は団体に対して行う。

### (表彰者)

第3条 表彰は、医療分野の研究開発の推進に多大なる貢献をした事例に関し、極めて顕著な功績があったと認められる個人又は団体については健康・医療戦略推進本部長が、特に顕著な功績があったと認められる個人又は団体については健康・医療戦略推進副本部長が行う。

### (表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を授与してこれを行う。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は、年1回を基準として行う。

### (被表彰者の決定)

第6条 健康・医療戦略推進本部長及び健康・医療戦略推進副本部長は、関係府省及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構より推薦された候補者のうちから、次条に定める選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

(選考委員会)

第7条 選考委員会は、内閣官房健康・医療戦略室長が指名する医療分野の研究開発に関し広い識見を有する者から構成する。

2 選考委員会は、第6条の規定により推薦された候補者から受賞にふさわしい者を選考し、健康・医療戦略推進本部長及び健康・医療戦略推進副本部長に報告する。

(表彰状の認証)

第8条 第4条に規定する表彰状が真正なものであることを認証することを目的として健康・医療戦略推進本部長及び健康・医療戦略推進副本部長の官職印を制定する。

2 官職印の取扱いについては、国の行政機関において使用する公印の形式、寸法等に関する規則（昭和39年内閣訓令第1号）に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 官職印は、内閣官房健康・医療戦略室長が制定し（作成し、又は改刻することをいう。以下同じ。）、及び廃止するものとする。

(2) 官職印の寸法は、30ミリメートル平方とする。

(3) 官職印の登録は、内閣官房副長官補室において行う。この登録は、別記様式1及び別記様式2の規定による内閣官房副長官補への届出書により行うものとする。

(4) 官職印は、当該官職印を制定した者又はその者の指名する職員が保管しなければならない。官職印を保管する者は、紛失、盗難等の事故が生じないように官職印を厳重に保管しなければならない。

(5) 制定した官職印は、第3号の規定による内閣官房副長官補への届出を行った後でなければ使用することができない。

(専決処理)

第9条 表彰に関する事項については、極めて重要なものを除き、内閣官房副長官補が専決処理することができる。

(実施細則)

第10条 本要領の実施に関して必要な事項は、内閣官房副長官補が別に定める。

別記様式1（第8条第2項第3号関係）

文 書 番 号  
年 月 日

内閣官房副長官補 氏 名 殿

官職 氏 名 印

官職印作成（改刻・廃止）届について

日本医療研究開発大賞要領第8条第2項第3号の規定に基づき、健康・医療戦略推進本部長の官職印を作成（改刻・廃止）しましたので、別紙印影を添えてお届けいたします。

別紙

健康・医療戦略推進本部長の印



寸 法

印 材

使用開始年月日

廃止年月日

別記様式2（第8条第2項第3号関係）

文 書 番 号  
年 月 日

内閣官房副長官補 氏 名 殿

官職 氏 名 印

官職印作成（改刻・廃止）届について

日本医療研究開発大賞要領第8条第2項第3号の規定に基づき、健康・医療戦略推進副本部長の官職印を作成（改刻・廃止）しましたので、別紙印影を添えてお届けいたします。

別紙

健康・医療戦略推進副本部長の印



寸 法

印 材

使用開始年月日

廃止年月日